

# 品川区要配慮者支援全体計画

平成28年2月

品川区

# 目次

## 第1章 総則 . . . . . P 1

1. 目的 . . . . . P 1
2. 位置付け . . . . . P 1
3. 法改正による用語の整理 . . . . . P 2

## 第2章 支援対象者と支援者の範囲 . . . . . P 3

1. 支援対象者の範囲 . . . . . P 3
2. 支援者の範囲 . . . . . P 4
3. 避難支援等関係者以外の支援者（その他支援機関）の確保 . . . . . P 4

## 第3章 避難行動要支援者名簿 . . . . . P 5

1. 避難行動要支援者名簿の作成 . . . . . P 5
2. 避難行動要支援者名簿の種類 . . . . . P 5
3. 避難行動要支援者を把握する方法 . . . . . P 6
  - (1) 個人情報保護条例に基づく目的外利用協議による把握
  - (2) 同意書の取得による把握
4. 避難行動要支援者名簿の記載事項 . . . . . P 7
  - (1) 名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）
  - (2) 名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）
5. 避難行動要支援者名簿の情報入手および登録方法 . . . . . P 8
  - (1) 名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）
  - (2) 名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）
6. 避難行動要支援者名簿の情報更新 . . . . . P 9
  - (1) 名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）
  - (2) 名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）
7. 避難行動要支援者名簿の配付と活用 . . . . . P 9
  - (1) 名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）
  - (2) 名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）
8. 情報漏えい防止のための措置 . . . . . P 10
  - (1) 受領書兼誓約書の提出
  - (2) 品川区避難支援個別計画作成名簿の取扱いに関する教示書（資料1）  
の提供
9. 避難支援等関係者への個人情報提供に不同意の方に対する支援 . . . . . P 10
10. 避難支援等関係者の安全確保 . . . . . P 10

## **第4章 支援体制の全体像と役割・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 1**

1. 支援体制の全体像（品川区要配慮者支援体制）・・・・・・・・ P 1 1
2. 要配慮者支援における区の責務と要配慮者および各関係者の努め・・・ P 1 1
3. 平常時におけるそれぞれの役割・・・・・・・・ P 1 1～P 1 2
  - (1) 区の役割
  - (2) 防災区民組織の役割
  - (3) 警察署および消防署の役割
  - (4) 要配慮者（避難行動要支援者含む）の役割
  - (5) 避難所の役割
  - (6) その他支援機関の役割
4. 発災時におけるそれぞれの役割・・・・・・・・ P 1 2
  - (1) 区の役割
  - (2) 防災区民組織の役割
  - (3) 警察署および消防署の役割
  - (4) 避難所の役割
  - (5) その他支援機関の役割

## **第5章 円滑な避難誘導・避難所運営のための整備・・・・・・・・ P 1 3**

1. 要配慮者に対する避難情報の通知・・・・・・・・ P 1 3
2. 避難情報の発信・・・・・・・・ P 1 4
3. 円滑な避難誘導のための整備と避難誘導後の引き継ぎ方法・・・ P 1 5～P 1 6
  - (1) 発災直後に一時避難する場所
  - (2) 地域における最適な避難経路の把握
  - (3) 移送手段の確保
  - (4) 避難行動要支援者の引き継ぎ方法
4. 避難所の運営・・・・・・・・ P 1 6～P 1 8
  - (1) 避難所の種類
  - (2) 各避難所の準備と運営

## **資料編・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 0**

- 資料1：品川区避難支援個別計画作成名簿の取扱いに関する教示書・・・ P 2 1～P 2 2  
資料2：品川区要配慮者助け合いシステム・・・・・・・・ P 2 3

# 第1章 総則

## 1. 目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、高齢者や障害者など自ら避難することが困難な方が多数犠牲となった。こうした教訓を踏まえ、国は平成25年6月に災害対策基本法の一部を改正し、各自治体の地域防災計画に定めるところにより避難行動要支援者の把握および名簿の作成を行うよう義務付けている。また、同年8月には、これまで指針としていた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針（内閣府）」に改定し、各自治体において具体的かつ実効性のある支援体制が構築されるよう求めている。

「品川区要配慮者支援全体計画」は、国の指針を踏まえつつ区の要配慮者（避難行動要支援者を含む）の支援における基本的な考え方や方針を整理したものであり、これを推進し区の要配慮者支援体制を強化することを目的としている。

## 2. 位置付け

品川区要配慮者支援全体計画は、品川区地域防災計画の下位計画に位置付けられ、要配慮者への支援、特に避難行動要支援者に関する内容をより具体化したものである。

### 品川区地域防災計画（上位計画）

#### 第2部 災害予防計画

##### 第2編 区民と地域の防災力向上

##### 第2章 防災訓練の充実

##### 第7編 広域な視点からの応急対応力の強化

##### 第3章 相互協力・派遣要請

#### 第10編 避難者対策

##### 第2章 避難所・避難場所等の指定・安全化

##### 第4章 要配慮者（避難行動要支援者を含む）の安全確保

#### 第3部 災害応急対策計画

##### 第8編 情報通信の確保

##### 第4章 災害広報

#### 第10編 避難者対策

##### 第1章 避難勧告および指示

##### 第2章 避難誘導

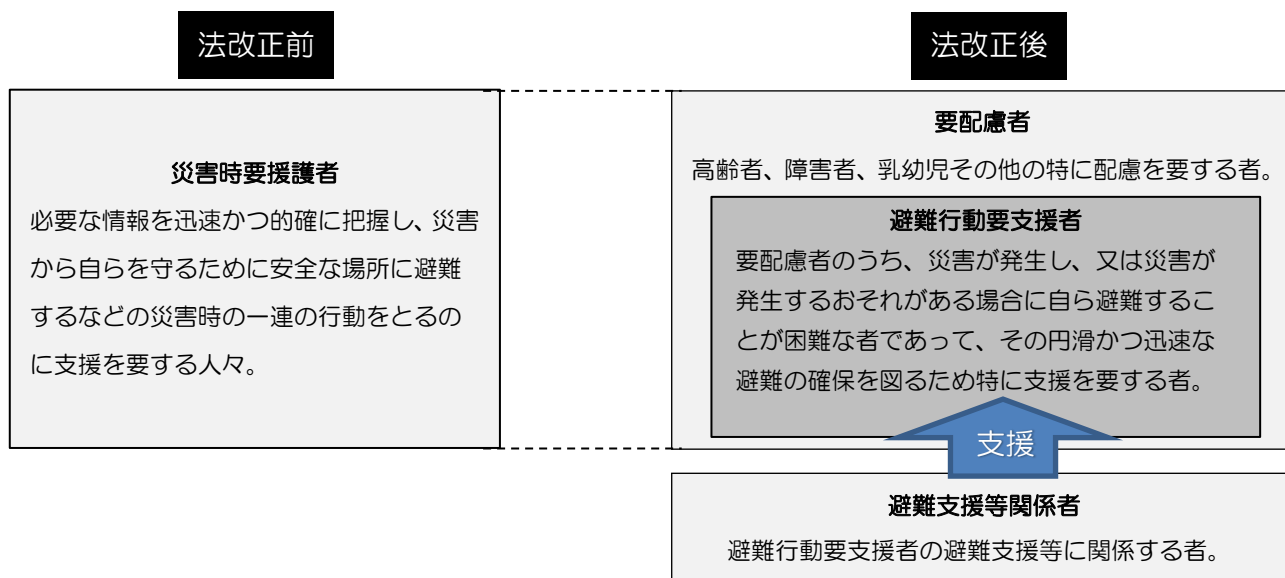
##### 第3章 避難所の設置および運営

具体化

### 品川区要配慮者支援全体計画（下位計画）

### 3. 法改正による用語の整理

改正された災害対策基本法において、従来の「災害時要援護者」は「要配慮者」「避難行動要支援者」という言葉に整理され、避難行動要支援者の避難誘導を支援する者として「避難支援等関係者」が位置付けられた。



[品川区地域防災計画における各用語の定義]

<p><b>要配慮者</b></p> <p>高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。</p>
<p><b>避難行動要支援者</b></p> <p>要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。</p>
<p><b>避難支援等関係者</b></p> <p>避難行動要支援者の避難支援等に関係する者。</p>

## 第2章 支援対象者と支援者の範囲

### 1. 支援対象者の範囲

支援対象者となる要配慮者を以下の該当範囲の①～⑫とおりに定める。また、要配慮者の中で①～⑥に該当する者を特に避難行動要支援者と定める。

[要配慮者（避難行動要支援者を含む）該当範囲]

#### 要配慮者

#### 避難行動要支援者

- ① 要介護度1～5の認定を受けた高齢者で施設入所者以外の者
- ② 身体障害者手帳所持者のうち1～3級に該当する者
- ③ 愛の手帳所持者のうち1度～2度に該当する者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1～2級に該当する者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者
- ⑤ 在宅の難病患者や重症心身障害児で人工呼吸器や痰吸引等の利用患者及び在宅難病患者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者
- ⑥ ①～⑤に該当しない者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者
- ⑦ ひとり暮らし等高齢者名簿に登録されている者
- ⑧ 要支援1～2に該当する者
- ⑨ 身体障害者手帳所持者のうち4級～6級に該当する者
- ⑩ 愛の手帳所持者のうち3度～4度に該当する者
- ⑪ 精神障害者保健福祉手帳所持者および自立支援医療受給者証（精神通院）所持者
- ⑫ 上記以外の妊産婦、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人、怪我等による歩行困難者など

## 2. 支援者の範囲

支援者となる避難支援等関係者を以下の該当範囲のとおりに定める。

[避難支援等関係者該当範囲]

### 避難支援等関係者

- ①防災区民組織    ② 警察署    ③ 消防署    ④ 区

## 3. 避難支援等関係者以外の支援者（その他支援機関）の確保

避難行動要支援者の支援については可能な限り様々な方面に支援者を確保しておくことが必要となる。区は避難支援等関係者以外の協力関係機関（その他支援機関）を確保できるよう努める。

## 第3章 避難行動要支援者名簿

### 1. 避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法第四十九条の十を根拠とし、避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、避難行動要支援者名簿は被災情報管理システムによる電子データ管理および紙媒体による管理とする。

[災害対策基本法第四十九条の十より]

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

### 2. 避難行動要支援者名簿の種類

(1) 名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）

避難行動要支援者に該当する者すべてが登録された名簿。災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は個人情報の外部提供についての同意の有無にかかわらず避難支援等関係者その他の者に外部提供することができる。

(2) 名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）

地域における支援体制構築のため、避難行動要支援者に該当する者で以下の①～③のうち個人情報の外部提供への同意者のみが登録された名簿。平常時より避難支援等関係者に配付し、「品川区避難支援個別計画書」の作成や訓練実施など地域における支援体制構築のために活用する。

- ① 要介護度1～5の認定を受けた高齢者で施設入所者以外の者
- ② 身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由者、聴覚障害者、視覚障害者総合等級1～3級に該当する者
- ③ 本名簿への登録を特に希望する者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者



### 3. 避難行動要支援者を把握する方法

区で定めた避難行動要支援者に該当する者を以下により把握する。

#### (1) 個人情報保護条例に基づく目的外利用協議による把握

関係各課が把握している避難行動要支援者を品川区情報公開・個人情報保護条例第25条第2項(5)の規定により目的外利用協議を実施し把握する。また、関係各課は避難行動要支援者の把握に協力するとともに、要配慮者についても把握することに努める。

#### (2) 同意書の取得による把握

避難誘導に支援が必要と自ら希望した者を個人情報外部提供同意書の取得により把握する。

[災害対策基本法第四九条の十より]

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

[品川区個人情報保護条例第25条の2より]

#### (目的外利用・提供の制限)

第25条 実施機関は、利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用および提供(以下「目的外利用・提供」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用・提供をすることができる。ただし、目的外利用・提供をすることによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(中略)

(5) 同一実施機関内で利用する場合または国等もしくは他の実施機関に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。

#### 4. 避難行動要支援者名簿の記載事項

各名簿の記載事項を以下のとおり定める。

##### (1) 名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）

- ① 宛名番号
- ② 地区
- ③ 防災区民組織名
- ④ 氏名（漢字・カナ）
- ⑤ 郵便番号・住所
- ⑥ 生年月日・年齢
- ⑦ 性別
- ⑧ 電話番号
- ⑨ ①～⑧以外に避難支援等に必要と区が判断する情報

##### (2) 名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）

- ① 宛名番号
- ② 地区
- ③ 防災区民組織名
- ④ 氏名（漢字・カナ）
- ⑤ 郵便番号・住所
- ⑥ 生年月日・年齢
- ⑦ 性別
- ⑧ 電話番号
- ⑨ F A X
- ⑩ 世帯区分（1、ひとり暮らし 2、高齢者のみ世帯 3、家族が同居）
- ⑪ 主な居住階
- ⑫ 昼間・夜間人数
- ⑬ 移動手段（1、自立歩行 2、杖歩行 3、手押し車 4、車椅子  
5、寝たきり 6、その他）
- ⑭ 移動手段の補足
- ⑮ 分類（①対象者 ②希望者）
- ⑯ 緊急連絡先（氏名）
- ⑰ 緊急連絡先（本人との関係）
- ⑱ 緊急連絡先（住所）
- ⑲ 緊急連絡先（電話番号1）
- ⑳ 緊急連絡先（電話番号2）

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

## 5. 避難行動要支援者名簿の情報入手および登録方法

各名簿の情報の入手および登録方法を以下のとおり定める。

### (1) 名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）

#### ① 情報の入手方法

関係各課が把握している避難行動要支援者を品川区情報公開・個人情報保護条例第25条第2項（5）の規定により目的外利用協議を実施し情報を入手する。また、避難誘導に支援が必要と自ら希望した者が登録申請書（個人情報外部提供同意書）を提出することにより情報を入手する。

#### ② 名簿への登録方法

関係各課が把握している避難行動要支援者を品川区情報公開・個人情報保護条例第25条第2項（5）の規定により目的外利用協議を実施し、関係各課の名簿に登録されている者を登録する。また、避難誘導に支援が必要と自ら希望した者が登録申請書（個人情報外部提供同意書）を提出することにより登録する。

### (2) 名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）

#### ① 情報の入手方法

区から該当する避難行動要支援者に登録申請書（個人情報外部提供同意書）を送付し、避難行動要支援者本人もしくは代理人より返送された同意書から情報を入手する。また、避難誘導に支援が必要と自ら希望した者が登録申請書（個人情報外部提供同意書）を提出することにより情報を入手する。

#### ② 名簿への登録方法

区から該当する避難行動要支援者に登録申請書（個人情報外部提供同意書）を送付し、避難行動要支援者本人もしくは代理人より同意書が提出された者を登録する。また、本名簿への登録を特に希望する者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者で登録申請書（個人情報外部提供同意書）の提出があった者を登録する。

## 6. 避難行動要支援者名簿の情報更新

各名簿の情報更新を以下のとおりを行う。

### (1) 名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）

- ① 住民基本台帳情報の更新（月1回）
- ② 関係各課が所持する情報の更新（年4回）

### (2) 名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）

情報変更確認調査による情報更新（年1回／登録後3年経過毎に更新調査対象者となる）

## 7. 避難行動要支援者名簿の配付と活用

### (1) 名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、避難支援等関係者その他の者に情報提供を行い、安否確認および避難誘導、救出救護に活用する。

### (2) 名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）

避難支援等関係者に対し、年に1回、「受領書兼誓約書」の提出と引き換えに配付を行う。また、前年度に配付した名簿については回収する。なお、原本を複製した名簿等については廃棄の徹底を求める。

本名簿は、平常時より地域における支援体制の構築や訓練の実施のために活用する。地域の支援体制に必要な「品川区避難支援個別計画書※1」の作成にあたっては、避難行動要支援者の家族や地域の防災リーダー、福祉サービス事業者、区の職員等が「個別計画作成プランナー※2」となり、作成の促進を図る。

[用語の説明]

#### ※1 品川区避難支援個別計画書

避難行動要支援者の支援体制を実効性のあるものにするため、個々の避難行動要支援者ごとに作成される支援者や支援方法等を定めた計画書。

#### ※2 個別計画作成プランナー

品川区避難支援個別計画書の作成にあたり、避難行動要支援者と避難支援等関係者とのマッチングや打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行う者。作成にあたっては、避難行動要支援者が居住する地域の実情を踏まえつつその調整や作成を行う。

## 8. 情報漏えい防止のための措置

避難行動要支援者の個人情報を保護するため、避難支援等関係者に対して以下の個人情報の保護対策を講じる。

### (1) 受領書兼誓約書の提出

避難支援等関係者が「名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）」を受領した際、「受領書兼誓約書」を区へ提出する。その際、前年度に配付した名簿については回収する。なお、原本を複製した名簿等についてはその管理と廃棄の徹底を求める。

### (2) 品川区避難支援個別計画作成名簿の取扱いに関する教示書（資料1）の提供

避難支援等関係者に名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）を配付する際、区より「品川区避難支援個別計画作成名簿の取り扱いに関する教示書」を提供する。

## 9. 避難支援等関係者への個人情報提供に不同意の方に対する支援

避難行動要支援者の中には、あらかじめ避難支援等関係者に個人情報を提供することに同意を得られない方も存在する。区は発災時の安否確認等支援体制について同意、不同意にかかわらずすべての避難行動要支援者を把握するとともに、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）を避難支援等関係者に対し配付（情報提供）し、安否確認および避難誘導、救出救護に活用する。

また、避難支援等関係者に対し名簿登録者以外にも不同意の避難行動要支援者が地域に存在していること、また日頃より、名簿登録の有無にかかわらず地域における避難行動要支援者を把握し支援体制を構築いただけるよう協力を呼び掛けていく。

## 10. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は相互に連携し、平常時の支援体制作りや発災時の要支援者の安否確認・救出救助・避難誘導の実施を行うが、その支援に際しては自身の身の安全に十分配慮する必要がある。また、避難支援等関係者は自身もしくは自身の家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として可能な範囲での支援を行うものであり、支援の義務が課されるものではない。

## **第4章 支援体制の全体像と役割**

### **1. 支援体制の全体像（品川区要配慮者支援体制）**

発災時における要配慮者の被害を最小限にとどめるためには、要配慮者の支援に関わるすべての人が協力し、対応することが重要である。

そのために、自助・共助・公助の理念に基づきそれぞれが役割を担って行動し、要配慮者を支援する体制を構築する（品川区要配慮者支援体制 資料1）。

### **2. 要配慮者支援における区の責務と要配慮者および各関係者の努め**

区は、平常時において要配慮者を含め各関係者と協力・連携しながら支援体制を構築し、発災時において迅速かつ円滑な支援を実施することを責務とする。また、要配慮者および各関係者は、それぞれの役割を理解し支援体制構築および発災時の支援実施に可能な限り協力することを努める。

### **3. 平常時におけるそれぞれの役割**

発災時の被害を最小限にとどめるためには、平常時から対策を講じておくことが重要である。そのため、品川区要配慮者支援体制におけるそれぞれの役割を以下のとおり示す。

#### **（1）区の役割**

##### **① 支援対象者の把握**

- ・要配慮者の把握
- ・名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）の作成
- ・名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）の作成

##### **② 品川区避難支援個別計画の作成（区による作成）**

##### **③ 各関係者および要配慮者に対する支援、協力依頼等の実施**

###### **（ア）防災区民組織**

- ・支援体制構築補助（品川区避難支援個別計画作成支援、訓練実施支援など）
- ・名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）の配付
- ・防災リーダー育成のための研修実施（防災学校）

###### **（イ）警察署、消防署**

- ・名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）の配付
- ・見守り活動への協力依頼

###### **（ウ）避難所**

- ・要配慮者に考慮した避難所マニュアルの検討のための助言と訓練実施支援

###### **（エ）その他支援機関**

- ・支援体制づくりへの協力依頼および必要な情報の提供
- ・ケアプラン（サービス等利用計画）による支援体制の確認と周知（意識化）への協力依頼

(オ) 要配慮者

- ・要配慮者が備えておくべきことに関する情報提供と啓発
- ・避難行動要支援者に対する品川区避難支援個別計画作成への参画依頼

(2) 防災区民組織の役割

- ① 支援体制構築（品川区避難支援個別計画作成、訓練実施など）
- ② 名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）の受領と活用
- ③ 研修等への参加を通じた防災リーダーの育成
- ④ 避難所連絡会議への参加

(3) 警察署および消防署の役割

- ① 名簿B：品川区避難支援個別計画作成名簿（平常時外部提供用）の受領と活用
- ② 見守り活動への協力

(4) 要配慮者（避難行動要支援者含む）の役割

- ① 要配慮者：自身が備えておくべきことへの理解と備えの実施
- ② 避難行動要支援者：品川区避難支援個別計画作成への参画

(5) 避難所の役割

- ① 要配慮者に考慮した避難所マニュアルの検討と訓練実施

(6) その他支援機関の役割

- ① 支援体制づくりへの協力および防災情報の提供
- ② ケアプラン（サービス等利用計画）による支援体制の確認と周知（意識化）

## 4. 発災時におけるそれぞれの役割

発災時において区は災害対策本部を立ち上げ以下の役割担う。また、各関係者はそれぞれが協力連携し、安否確認・避難誘導等の支援活動を実施する。

(1) 区の役割

- ① 名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）の情報提供
- ② 避難行動要支援者の安否確認
- ③ 避難所への職員派遣および避難した要配慮者の情報収集
- ④ その他支援機関への安否確認協力依頼

(2) 防災区民組織の役割

- ① 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施
- ② 避難所の開設と運営

(3) 警察署および消防署の役割

- ① 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、救出救助の実施

(4) 避難所の役割

- ① 避難した要配慮者の支援

(5) その他支援機関の役割

- ① 避難行動要支援者の安否確認

## 第5章 円滑な避難誘導・避難所運営のための整備

### 1. 要配慮者に対する避難情報の通知

災害対策基本法第60条の規定に基づき、災害が発生し、または発生する恐れがある場合、人の生命または身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、区長は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し以下のとおり避難準備、避難勧告、避難指示を発令する。

[避難勧告の種類、発令時の状況および住民に求める行動]

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (避難行動要支援者避難情報)	○ <u>避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</u>	○ <u>避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始</u> (避難支援等関係者は支援行動を開始) ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常時持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動をできる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	○前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動



## 2. 避難情報の発信

発災時の被害状況によっては、利用困難となる通信手段が生じる可能性がある。そこで区は以下のとおり複数の手段を用い避難情報等の発信が行えるようにしている。

また、このように複数の手段を準備しておくことで、視覚・聴覚などに障害があり情報の取得の方法が制限されている要配慮者への対応ともなる。

[区における情報発信手段]

### ① 音声による情報発信（視覚障害者等への情報発信手段）

- ア) 防災行政無線固定系
- イ) 防災行政無線固定系の商店街接続
- ウ) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- エ) 緊急地震速報
- オ) インターFM（ラジオ放送）
- カ) 防災ラジオ ※1
- キ) 防災タブレット ※2
- ク) 広報車

### ② 文字による情報発信（聴覚障害者等への情報発信手段）

- ア) 臨時広報誌
- イ) 区ホームページ
- ウ) Twitter
- エ) CATV 品川（L字・文字スーパー）
- オ) メールマガジン
- カ) 防災タブレット ※2
- キ) 緊急速報エリアメール

### ③ その他の手段による伝達

- ア) ケーブルテレビ品川（テレビ放送）
- イ) 報道機関への発表

#### ※1 防災ラジオ

防災行政無線固定系が聞き取りづらい地域への補完手段として、町会長・自治会長への貸与および区民への購入あっせんにより、約5000台配備。（平成24年12月で販売終了）

#### ※2 防災タブレット

区からの文字情報による情報伝達および相互通信機能（TV電話）による情報確認を行うことを目的に、防災区民組織、警察署、消防署、消防団へ配備。（平成25年度導入）

### 3. 円滑な避難誘導のための整備と避難誘導後の引き継ぎ方法

発災時には、延焼火災などが発生する恐れがあり、避難せざるを得ない場合が予想される。よって、適切な避難誘導が実施されるためには、平常時から避難行動要支援者およびその支援者が最寄りの安全な場所や避難所等を把握しておき、最適な避難経路を複数用意しておくことが望ましい。また、避難誘導後に避難行動要支援者の情報を次の支援者に引き継ぐことも重要となる。

#### (1) 発災直後に一時避難する場所

##### ① 一時（いつとき）集合場所

避難を行う場合に、防災区民組織単位で一時的に集合して様子を見る場所または集団で避難するための身近な集合場所で町会会館や公園等。

##### ② 広域避難場所

大地震時に発生する延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所で、都が指定しているオープンスペースで、大井競馬場・しながわ区民公園、林試の森公園等。

##### ③ 安全な場所、施設

地域にある防災広場・公園等のスペースや学校や児童センターなど区の施設。

##### ④ 最寄りの高い建物・高台（津波発生時）

津波避難施設や高台。

#### (2) 地域における最適な避難経路の把握

各防災区民組織で行われる「避難誘導ワークショップ」の実施を支援することにより、避難の流れを検証し、地域の実情に応じて最適な避難経路を確保できるよう努める。また、「自宅から一時避難場所」「一時避難場所から避難所」「自宅から避難所」など複数の避難経路を把握する。

#### (3) 移送手段の確保

発災時は渋滞や建物の倒壊による道路遮断等で車両の通行が困難であることも考えられるため、防災区民組織に対し車椅子やリヤカー等移送資器材の配備を行うことが効果的である。避難誘導ワークショップの実施とともに移送資器材の配備を行うことで安全な避難路の確保や移送手段の確保が可能となるよう支援する。

#### (4) 避難行動要支援者の引継ぎ方法

発災時、避難支援等関係者は避難誘導を行った避難行動要支援者について、引き続き配慮が行われるよう把握している限りの情報をその場の責任者に対し提供できるよう支援する。

〈引き継ぐべき情報の例〉

- ・避難行動要支援者であること
- ・避難行動要支援者名簿に掲載されている情報
- ・品川区避難支援個別計画書に掲載されている情報
- ・避難行動要支援者から聞き取った情報
  - ① 家族、親族等の連絡先に関する情報
  - ② 医療関連情報（持病、かかりつけ医、普段使っている薬）
  - ③ 特に配慮をしてほしいこと

など

## 4. 避難所の運営

### (1) 避難所の種類

発災時の火災や倒壊などにより、在宅避難が困難となった者が生活する場所として滞在する避難所は以下のとおりである。

- ① 避難所および補完避難所  
地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方、また、被害を受ける恐れのある方を一時的に受け入れ、保護するために開設するもの。
- ② 二次避難所  
避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設をいう。
- ③ 福祉避難所  
避難所および二次避難所で他の避難者と避難生活を送ることが困難な要配慮者を保護する施設をいう。

### (2) 各避難所の準備と運営

#### ① 避難所および補完避難所

##### (ア) 避難所の平常時における準備（避難所連絡会議）

発災時に円滑な避難所開設および運営を行うため、平常時より「避難所連絡会議（防災区民組織および避難所となる施設管理者、区等で構成される）」において、要配慮者の視点に立った運営体制やルール作りに取り組めるよう、区は要配慮者が生活するにあたり留意すべき点等を整理し周知を行う。

<検討しておくべき項目の例>

- ・要配慮者専用居住スペースの設置（可能であれば、1階のトイレに近いスペースへ）
- ・音声、文字など様々な情報伝達手段による情報提供
- ・施設のバリアフリー化等の推進
- ・相談窓口の設置
- ・家族がいる場合は、本人が安心して生活できるよう配慮が必要な事項を聞き取る。また、本人の支援に家族の協力を求める。 など

(イ) 避難所の発災時における運営（避難所運営会議）

発災時は避難所連絡会議が避難所運営会議に移行するため、避難所連絡会議の構成員が避難所運営を行うこととなる。各避難所は避難所に滞在する要配慮者の対応とともに災害対策本部と連携し必要な情報のやりとりや物資供給、医療機関への搬送等の支援を実施する。

(ウ) 補完避難所

発災時、避難所定員の超過などの状況に応じて防災区民組織と区が連携し、開設および運営を行う。開設された補完避難所の運営基準は開設を行った避難所の基準に準ずる。

## ② 二次避難所

(ア) 平常時における準備

二次避難所として指定しているシルバーセンター、都立品川特別支援学校等の施設管理者と区が協力し、発災に備えた準備を行う。

<検討しておくべき項目の例>

- ・災害備蓄品の管理・保管内容の確認と必要物資の確保
- ・要配慮者受け入れに配慮した運営体制やルール作りに向けた検討・準備
- ・対象者の振り分けルール作り
- ・実動訓練を通じた課題の抽出と解決方法の検討  
(障害固有の必需品の調達、準備、搬送方法の検討)
- ・避難所立ち上げから運営体制の確保
- ・運営主体の確認と指揮命令の統制

(イ) 発災時における運営

発災時は災害対策本部からの指示または要請に基づき施設管理者と区が協力し対応を行う。

### ③ 福祉避難所

#### (ア) 平常時における準備

災害協定を締結した区内社会福祉法人等と区が協力し、発災に備えた準備を行う。

<検討しておくべき項目の例>

- ・ 入居者以外の要配慮者を受け入れた場合の入居者への対応
- ・ 災害備蓄品の管理・保管内容の確認と必要物資の確保
- ・ 要配慮者受け入れに配慮した運営体制やルール作りに向けた検討・準備
- ・ 対象者の振り分けルール作り
- ・ 実動訓練を通じた課題の抽出と解決方法の検討  
(障害固有の必需品の調達、準備、搬送方法の検討)
- ・ 避難所立ち上げから運営体制の確保
- ・ 運営主体の確認と指揮命令の統制

#### (イ) 発災時における運営

発災時は災害協定を締結した区内社会福祉法人等が災害対策本部からの要請に基づき区と協力し対応を行う。

## 資料編

## 品川区避難支援個別計画作成名簿の取扱いに関する教示書

### (趣旨)

第1条 この教示書は、町会や自治会を母体として自主的に結成した防災区民組織が、「品川区避難支援個別計画作成名簿」を適切に取り扱うことを目的に定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 この教示書における用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 「避難行動要支援者」とは、高齢者、障害者、乳幼児など災害発生時に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- (2) 「品川区避難支援個別計画書」とは、避難行動要支援者の支援体制を実効性のあるものにするため、個々の避難行動要支援者ごとに作成される支援者や支援方法等を定めた計画書をいう。
- (3) 「品川区避難支援個別計画作成名簿」とは、平常時より地域における避難行動要支援者の支援体制を構築するために区から配付される個人情報外部提供について同意した者、また避難誘導に支援が必要と自ら希望した者が登録された名簿をいう。
- (4) 「名簿管理者」とは、区から配付される品川区避難支援個別計画作成名簿を受領し、保管、管理、使用、閲覧する者（原則、各防災区民組織本部長）をいう。なお、原本を複製した場合は、その名簿を所持する者も「名簿管理者」とする。
- (5) 「名簿使用者」とは、区から配付される品川区避難支援個別計画作成名簿を使用、閲覧する者をいう。
- (6) 「受領書兼誓約書」とは、区から配付される品川区避難支援個別計画作成名簿を受領する際、区に提出する品川区避難行動要支援者事業に係る秘密の保持に関する誓約書をいう。

### (個人情報保護条例等の遵守)

第3条 名簿管理者および名簿使用者は、災害対策基本法第49条の13に定めるところにより、避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならず、品川区個人情報保護条例に定める個人情報の取扱いについて遵守しなければならない。

### (個人情報保護に関する基本事項)

第4条 名簿管理者および名簿使用者は、避難行動要支援者の個人情報を保護するため、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難行動要支援者に関して知り得た情報を他人へ漏らさないこと。
- (2) 避難行動要支援者に関して知り得た情報を目的外に使用しないこと。
- (3) 避難行動要支援者に関して知り得た情報を第三者に提供しないこと。
- (4) 避難行動要支援者に関して知り得た情報を品川区避難支援個別計画名簿および複製された名簿、品川区避難支援個別計画書以外に記録しないこと。

(品川区避難支援個別計画作成名簿の活用)

第5条 品川区避難支援個別計画作成名簿は、品川区避難支援個別計画書の作成や避難誘導ワークショップ訓練等を実施など地域における避難行動要支援者の支援体制構築のためにのみ平常時より活用することができる。よって、本目的外での使用は厳禁とする。

(品川区避難支援個別計画作成名簿の複製)

第6条 前条の活用目的のために限り、区が配付する避難行動要支援者名簿について、複製することができる。ただし、複製名簿においても名簿管理者を定め、この教示書を遵守しなければならない。

(品川区避難支援個別計画作成名簿の保管)

第7条 名簿管理者は、品川区避難支援個別計画作成名簿の保管および管理に際し、施錠が可能な保管庫等に格納し、厳重に個人情報の保管を行う。また、複製した名簿においても、同様に扱う。

(品川区避難支援個別計画作成名簿の受領)

第8条 名簿管理者は、区より品川区避難支援個別計画作成名簿が配付された場合、区へ受領書兼誓約書を提出しなければならない。

(品川区避難支援個別計画作成名簿の返還)

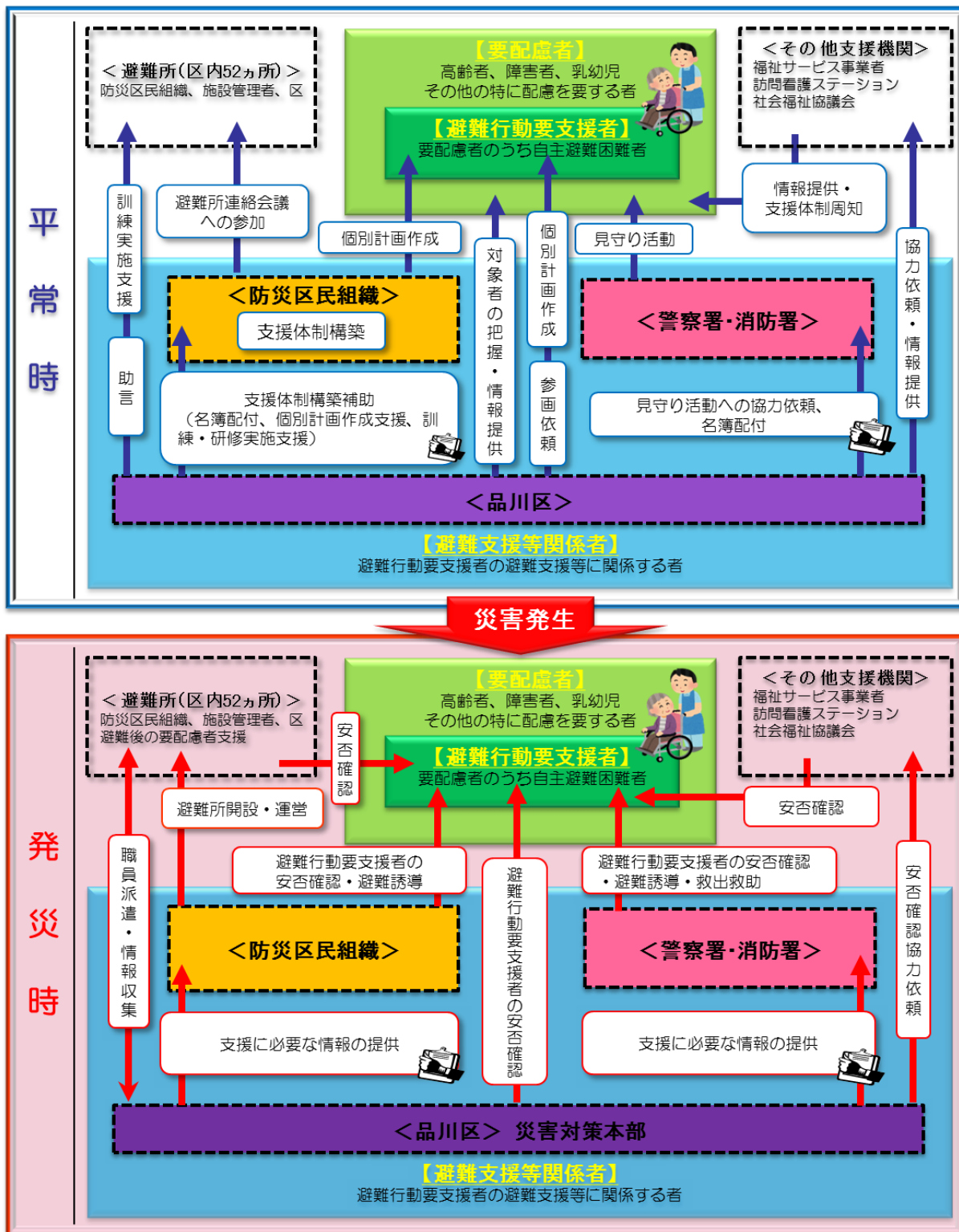
第9条 名簿管理者は、新たな品川区避難支援個別計画作成名簿の配付を受けた時に、過去配付された品川区避難支援個別計画作成名簿を区へ返却し、複製した名簿は名簿管理者の責においてそれを破棄しなければならない。

(その他)

第10条 このほか定めのない事項は、区の指示を受けなければならない。



## 品川区要配慮者支援体制 モデル図



### 区 の 責 務

：平常時において要配慮者を含め各関係者と協力・連携しながら支援体制を構築し、発災時において迅速かつ円滑な支援を実施すること

要配慮者、各関係者の努め：それぞれの役割を理解し支援体制構築および発災時の支援実施に可能な限り協力すること。